

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	7-3
処分の種類	除外設備の設置命令			
根拠法令条例等・条項	長野県漁業調整規則第22条第2項			
処分の概要	水産動植物に有害な物の漏せつ等に対する除外設備の設置命令			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(処分の先例がなく具体化するのが困難なため)			
基準の制定根拠	—			